

令和 6 年 4 月 26 日 第 11 回健康・医療・介護WG
岡元専門委員・高山専門委員・時田専門委員提出資料

介護現場におけるタスク・シフト／シェアの推進について（意見）

我が国では、急速な高齢化の進行に伴い、医療と介護の連携強化が喫緊の課題となっている。特に、医療的なケアを必要とする要介護者が増加するなか、医療機関から介護現場へのスムーズな移行を実現し、要介護者の生活の質を維持・向上させることが重要である。

そのためには、介護現場における医療職と介護職員間のタスク・シフト／シェアを積極的に推進していく必要があるが、現状は、医療的ケアに関する過度な規制などにより、タスク・シフト／シェアが思うように進んでいない状況である。こうした状況を改善するため、以下の取組が必要だと考える。

1. 「利用者本位のサービス」の観点を踏まえた、介護職員が実施可能な行為の見直し

現行法上の医業及び医行為の関係により、介護職員が実施可能な行為については制限があるが、このことにより適時のケアを提供できず、結果として、利用者の不利益や医療職及び介護職員の業務負担の一因となっている事例が散見されている。現場実態に鑑み、医療の安全性の確保を大前提に、利用者本位のサービスを提供できる体制の維持に向けて、「医行為でないと考えられる行為」の更なる明確化」及び「介護職員が実施する医行為に関する教育環境の整備」を検討することが必要である。

(1) 「医行為でないと考えられる行為」の更なる明確化

介護現場等において、原則として医行為でないと考えられるものについては、これまでも、厚生労働省通知（「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」(平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知)及び「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 2)」(令和 4 年 12 月 1 日付け医政発 1201 第 4 号厚生労働省医政局長通知))により、具体が示されてきたところであるが、介護現場の医療及び介護関係従事者の声を踏まえ、更なる明確化を図る必要がある。以下の 3 点を満たす行為については、医行為ではないと判断できるのではないかと考える。

- 安全に関するリスクが少ない
- 対応にあたり、状況判断が容易である（医師や看護師等へ報告すべき状態かどうかを判別できる）
- 対応にあたり、特段の知識・技術を必要としない

（２）介護職員が実施する医行為に関する教育環境の整備

医行為であっても、介護職員による実施を可能とする場合は、当然に、知識・技術を修得していることが前提となるが、以下の対応を行うことで、十分な教育を実施できるものとする。

● ガイドライン（・手順書等）の整備

介護職員が安全かつ適切に実践できるよう、国がガイドラインを提示する。具体的には、介護職員が自ら判断すべき場面を最小限に抑えるべく、実施が認められる条件、使用する器材、具体的な手順、観察すべき項目、異常時の対応などを、明確に示すことが必要である。例えば、公益社団法人日本看護協会では、タスク・シフト／シェアに関するガイドラインを策定しており、現場に対してはこうした体系的な内容を提示することが有用である。

（参考）「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト／シェアに関するガイドライン及び活用ガイド」公益社団法人日本看護協会ホームページ

https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/shift_n_share/guideline/tns_guideline.pdf

● 研修体系の整備

ガイドラインだけでは知識・技術の修得が難しい医行為については、国が研修プログラムを整備する。働きながらでも修了が可能な、比較的短期間かつ実践的なプログラムとすることが重要である。また、オンライン受講を可能とし地方における研修機会の充実を図ることや、研修プログラムへの参加費を助成することなども検討することが必要である。

また、現行の喀痰吸引の法定研修については、多大な時間と費用を要することから担い手の増加が見込めないとの現場の声もあることから、研修プログラムについては、研修修了者の声も踏まえつつ、今一度効果性を検証し、上段の内容も含めて再検討することが望ましいと考える。

超高齢社会を迎えた我が国が、医療と介護の連携を強化し、要介護者の生活の質を維持・向上させていくためには、医療職と介護職員間のタスク・シフト／シェアを大胆に推進していく必要がある。今回申し述べた規制の見直しだけでなく、介護報酬上のインセンティブの拡充、介護保険サービスの質を管理す

る体制の強化など、ハード・ソフト両面からの取組を進めることで、多職種連携に基づく切れ目のない支援体制の構築を目指すことができると考える。

本意見の趣旨をご理解いただき、積極的な議論のうえ、前向きな取組をお願いする旨を、最後に申し添える。

以 上